

相続を
争族に
しない

遺言セミナー

大幅な **相続税制改正** のこの機会に 円滑な**相続** を考えてみませんか。

遺言
遺産分割
生前贈与
納税資金

遺産を巡る相続はいつか必ずやってきます。
遺言書の書き方、手続き方法を分かりやすく解説します。

成年
後見人
制度

相続による「争族」の例 思い当たることはありませんか。

- ①遺言を残していても遺産分割の口約束だった。
 - ②遺言書の内容や形式が不適正だった。
 - ③不動産、株式の評価が高くなったため、納税資金がない。
 - ④相続財産（家土地）がひとつ、代替資産がない。
（家の分割や処分もできない。）
- 等々



平成25年

11月14日(木) 14:00～15:30

講師：司法書士法人長津田総合法務事務所 司法書士高橋欣也氏

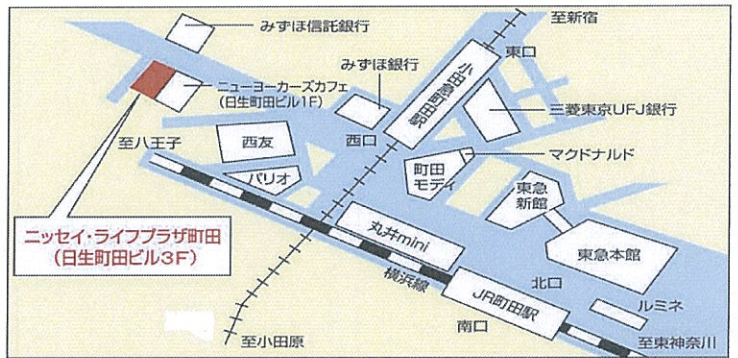
開催場所) 日本生命保険相互会社 町田支社
ライフプラザ町田 3階セミナールーム

◆町田市森野1-13-14 ニッセイ町田ビル3階

◆JR町田駅西口より徒歩8分

小田急町田駅西口より徒歩5分

お申込・お問合せは
0120-86-2168
(月～金曜日9:00～18:00)



923-H25-188

ま・り・と・り・せ・ん

平成25年11月14日(木) 遺言セミナー 参加申込書

お名前	生年月日	西暦・S・H	年	月	日
ご住所	日中連絡先TEL ()				

※ご記入いただきました内容は、当社からの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供及び当社業務に関する情報提供・運営管理に活用させていただきます。また、当社が、関連会社・提携会社である他の保険会社の代理店として取り扱う保険商品のご提案に必要な範囲で、当該他の保険会社と共同で利用する場合があります。当該他の保険会社及びその他の詳細につきましては、当社ホームページの『個人情報保護方針』をご覧ください。

日本生命保険相互会社 町田支社

ライフプラザ町田

〒194-0022町田市森野町1-13-14日生町田ビル

ニッセイータルパートナー

923-H25-188